



料金については1を
支払状況の確認は2を
支払方法の変更は3を
本体の故障修理は4を
本体の操作設定は5を
解約乗り換えは6を・・・
・・・・・・は7を・・・

消費者庁のイラストを加工

ショッピングモールで、「安くなる」と勧められ、格安スマホに乗り換えた。使い方を業者に問い合わせたいが、店舗がなく、サポート窓口の電話もガイダンスが流れ、なかなかオペレーターにつながらない。

格安スマホ、 契約前にサービス内容を確認しよう



ここが重要ベニ!!

● 格安スマホは、今までの携帯電話会社と同じサービスが利用できるとは限りません。

- 格安スマホ会社の中には実際の店舗がなく、問い合わせ窓口が電話やインターネット等に限定されている場合があります。サポート体制等のサービス内容についてよく確認しましょう。
- 独自のメールアドレスの提供がない場合や、故障時の代替機が有料の場合もあり注意が必要です。
- 契約する前に情報収集し、自身が必要とするサービスについて検討し、慎重に契約しましょう。
- 契約について不安に思うことや困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

〈相談受付〉火～日(月・祝休館)午前9時～午後5時

〈相談専用電話〉023-647-2211

消費者ホットライン ^い ^や ^や 188 もご利用ください

山形市公式LINE
にて毎月センター
情報を配信中です

